

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目17番3号NBFプラチナタワー
サクサ ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉 岡 正 紀

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使されますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、55頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成22年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 2階「華つどい」の間 |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第7期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入（更新）の件
- 第3号議案** 取締役7名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（<http://www.saxa.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条の規定により、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国の経済においては、世界的な金融危機の影響を受けた急速な景気悪化も底入れ感が出てきたとの見方が一部にはありますが、先行きには引き続き強い不透明感が残されております。

当企業グループの主力市場である情報通信ネットワーク関連市場においては、光ネットワークをはじめとしたブロードバンド化の進展に伴い、通信の主軸がこれまでの音声通話からデータ、画像通信へ移行することに対応して、商品自体もレガシー商品から新しい商品へ切替わってきております。さらに、多様化、高度化したネットワークを活用した様々な事業が生まれるなど大きな変化が続いております。

当企業グループにおいては、基幹事業の一つであるキーテレホンシステムの市場環境が大きく変化したことから売上高が減少し、業績不振の要因の一つになりました。

こうした市場変化を念頭におき、当企業グループは、「業績の早期回復」と「成長軌道への回帰」を目指し、中期経営戦略を策定し、「経営基盤の強化」と「事業の拡大」に取り組んでまいりました。

「経営基盤の強化」につきましては、安定した収益体質を構築するため、要員の最適化などの経営改善施策を実施し、総原価の低減と付加価値の増大に取り組んでまいりました。また、グループ会社の統合や生産体制の集約、SE機能の強化を行うとともに、重点事業へ経営資源を集中してまいりました。

「事業の拡大」につきましては、ネットワークソリューション分野およびセキュリティソリューション分野において、音声、データに映像技術を融合させた商品を開発するとともに、マーケットインによりお客様が必要とする規模、性能および機能を満たしたソリューションの提供を目指してまいりました。その一環として、インターネットカメラシステムを活用した安心、安全、快適を実現するソリューションの提供を開始いたしました。

その結果、事業の転換による拡大の成果はいまだ僅少であります。経営基盤の強化により総原価を低減し、黒字を計上することができました。

当事業年度の売上高は、市場の設備投資抑制などの影響もあり386億3千8百万円（前期比 12.0%減）と減少いたしました。利益面では、総原価の低減などにより経常利益は5億9千1百万円（前期経常損失 2億9百万円）と改善し、経営改善施策の実施に伴う特別損失の発生があり当期純利益は1億3千8百万円（前期純損失 13億5千8百万円）となりました。

分野別の営業の概況は、次のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、182億円（前期比 8.1%減）となりました。これは、キーテレホンシステムなどが減少したことによるものです。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、204億3千8百万円（前期比 15.3%減）となりました。これは、加工受託している部品などが減少したことによるものです。

(2) 対処すべき課題

当企業グループは、事業環境の急激な変化に対応し「独創的な技術力・開発力を駆使できる革新的企業」を目指して、「事業の拡大」と「経営基盤の強化」の諸施策に継続して取組み、さらにまた、より良いサービスを創造するために、オープン・イノベーションの考え方を取入れ、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供することを基本方針として取組んでまいります。

① 事業の拡大

「成長軌道への回帰」を果たすため、事業の選択と集中および事業の転換を推進して、固定電話に依存した経営から脱却し、事業の拡大を図ってまいります。

ア. 事業の選択と集中

事業の収益性および将来性を見極め、事業の選択を推進して重点事業に経営資源を集中してまいります。

イ. 事業の転換

当企業グループの主力市場である情報通信ネットワーク関連市場で蓄積した技術を活用して、お客様に一層満足していただくとともに、新しい市場へ、お客様が必要としている規模、性能および機能を満たしたシステムまたはサービスをスピーディに提供してまいります。

(ア) 企画提案型営業への転換

機器売り事業から営業、S E、開発を含めた企画提案型のソリューション提供へ事業展開を変革してまいります。そして、お客様のニーズに適合したソリューションを提供する中で、新たな市場を創造するとともに、システムを構成する競争力のある商材を創出し、事業領域を拡大してまいります。

(イ) オープン・イノベーションの考え方による事業の早期転換

お客様のニーズに適合した商品、サービスを迅速に創出するため、当企業グループと外部のアイデア・技術を有機的に結合させ、新たな価値を創造してまいります。

(ウ)海外事業の推進

当企業グループが持つ商材・技術を有効活用しながら、国内外企業とのパートナーシップを構築し、事業を展開してまいります。

② 経営基盤の強化

経営改善施策の実施により黒字転換いたしました。さらに、安定した収益体質を構築するため、事業の特質と規模に見合った組織の効率化および要員適正化に継続して取り組むとともに、徹底した総原価の低減と付加価値の増大を図ることによって収益力を強化してまいります。

ア. グループ全体最適化の推進

事業規模に見合った収益構造を維持するとともに、成長事業へのグループ内リソースの集中配分と業務プロセスの見直しおよび業務のシステム化推進によるグループ内共通業務の効率化を推進してまいります。

イ. 販売体制の変革

お客様のニーズに適合したソリューションをタイムリーに提供するため、マーケットインの考え方に基づく営業活動を行うとともに、システムエンジニアの増強とシステムインテグレータの育成を行ってまいります。

ウ. 徹底した総原価の低減

サプライチェーンマネジメントの強化により、開発－調達－生産－販売までの各プロセスにおける一貫したトータルコストダウンを継続して推進してまいります。特に、生産機能の効率化を図るとともに、グループ資材調達機能の強化により外部流出費用の削減を図り、さらに、効率的な開発手法の全社展開ならびにグループ内外開発リソースの有効活用による開発生産性および品質の向上を図ってまいります。

また、当企業グループの総合力を高めるため、より有効性の高い「内部統制システム」の運用に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資総額は、2億5千7百万円であり、新商品の開発用機器および生産用金型等であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、当社の子会社（サクサ株式会社）において、長期借入金の約定弁済および社債の償還資金として長期借入および社債発行により調達を行いました。

また、同社は短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を4年契約で締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第 4 期	平成19年度 第 5 期	平成20年度 第 6 期	平成21年度 第 7 期 (当 期)
売 上 高(百万円)	51,310	51,536	43,923	38,638
経 常 利 益(百万円)	1,256	806	△ 209	591
当期純利益(百万円)	710	505	△ 1,358	138
1株当たり当期純利益(円)	11.68	8.32	△ 22.36	2.28
総 資 産(百万円)	54,418	51,670	43,875	44,813
純 資 産(百万円)	25,753	24,562	22,625	22,857
1株当たり純資産(円)	423.74	396.29	368.63	373.02

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、純資産の金額（少数株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成22年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サ ク サ 株 式 会 社	10,700百万円	100%	情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
サクサテクノ株式会社	400百万円	100%	通信機器・情報機器の製造および販売ならびにこれらに付帯する業務

- (注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社2社を含む11社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
3. 当社の連結子会社である、コビシ電機株式会社とユニオン電機株式会社は平成21年4月1日付で合併し、商号をサクサプレジジョン株式会社に変更しました。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

① 当 社

本 社 東京都港区

② 子 会 社 サクサ株式会社

本 社 東京都港区

相 模 原 オ フ ィ ス 神奈川県相模原市

米 沢 事 業 場 山形県米沢市

栃 木 事 業 場 栃木県那須塩原市

支 社 4 拠点

営 業 所 5 拠点

③ 子 会 社 サクサテクノ株式会社

本 社 ・ 工 場 山形県米沢市

相 模 原 事 業 所 ・ 工 場 神奈川県相模原市

(9) 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
合 計	1,418名	111名減

(注) 従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,688百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,140百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	722百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	425百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 240,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 62,449,621株 |
| (3) 当該事業年度末の株主数 | 8,078名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
沖電気工業株式会社	6,060千株	9.9%
日本電気株式会社	6,060千株	9.9%
株式会社みずほ銀行	2,339千株	3.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,881千株	3.0%
株式会社三井住友銀行	1,767千株	2.9%
株式会社三菱東京UFJ銀行	959千株	1.5%
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュースポーツフォリオ	958千株	1.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	952千株	1.5%
みずほ信託銀行株式会社	900千株	1.4%
三井住友海上火災保険株式会社	773千株	1.2%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,721,822株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式6,059,800株を含んでおります。（株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,778,000株を含んでおります。（株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉岡正紀	代表取締役社長	サクサ株式会社代表取締役会長兼会長執行役員
越川雅生	代表取締役副社長 経営・営業戦略担当	サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
村上新	常務取締役 事業改革推進担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
松山修二	常務取締役 TSCM推進担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
鈴木讓	常務取締役 関連企業・総務・ 経理・人事戦略、 監査担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
大内正樹	常務取締役 技術戦略担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
足立俊夫	取締役 生産戦略担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 サクサアドバンストサポート株式会社取締役
村田直光	取締役	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 兼N T T 営業本部長
畠山俊也	取締役 (社外取締役)	沖電気工業株式会社執行役員 日本電子計算機株式会社監査役
吉村直樹	取締役 (社外取締役)	日本電気株式会社執行役員 NECパーチェンギングサービス株式会社 代表取締役執行役員社長 NECパーソナルプロダクツ株式会社取締役
福島正之	常勤監査役	サクサ株式会社監査役
島田俊治	監査役	サクサ株式会社常勤監査役
河野敬	監査役 (社外監査役)	河野法律事務所 弁護士 サクサ株式会社社外監査役
猪鼻正彦	監査役 (社外監査役)	公認会計士猪鼻事務所 公認会計士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- ① 平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会において、新たに畠山俊也および吉村直樹の2氏が取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会において、新たに島田俊治氏が監査役に選任され就任いたしました。
 - ③ 平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、中西清司氏が任期満了により取締役に退任し、福村圭一氏が取締役に辞任いたしました。
 - ④ 平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、藤牧正夫氏が監査役に辞任いたしました。
2. 監査役猪鼻正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 沖電気工業株式会社および日本電気株式会社は当社の大株主であります。
 4. 当社はサクサ株式会社およびサクサアドバンストサポート株式会社の事業の指導、管理等を行う関係にあります。
 5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区 分	支給人数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	12名	104百万円	うち社外4名5百万円
監 査 役	5名	18百万円	うち社外2名3百万円
合 計	17名	122百万円	

- (注) 1. 上記の人数には、平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 役員報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会において次のとおり決議いただいております。
- 取締役 年額 408百万円以内（使用人給与を除く）
監査役 年額 72百万円以内
3. 上記のほか、平成17年6月29日開催の第2回定時株主総会の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、退職慰労金として平成21年6月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し百万円未満の金額を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

<社外取締役>

氏 名	出席の状況	発言の状況
島 山 俊 也	取締役会(10回中10回出席)	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。
吉 村 直 樹	取締役会(10回中9回出席)	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。

<社外監査役>

氏 名	出席の状況	発言の状況
河 野 敬	取締役会(13回中13回出席)	主に法的側面から議事の内容、手続について監査いたしましたが、特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会(18回中18回出席)	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
猪 鼻 正 彦	取締役会(13回中13回出席)	主に財務および会計の側面から議事の内容について監査いたしましたが、特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会(18回中18回出席)	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。

② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

社外監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会に会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

(取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、サクサグループ（以下「当企業グループ」という。）におけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
 - (2) 各部門長は、それぞれの部門に関するリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該部門の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）に定期的に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、当企業グループの経営の重要事項については、取締役会において、慎重、かつ、迅速な意思決定を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、経営情報の電子化を図り、継続的な見直しを実施する。
4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、役員および社員にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
 - (3) ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
 - (3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の仕事の補助にあたらせる。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査役の仕事の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性を確保する。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認する。
 - (2) 取締役および使用人は、次に定める場合は、監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 監査役から報告を求められた場合
 - (3) 各部門長は、定期的に当該部門の業務状況について監査役に報告する。
9. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役の仕事の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の仕事の執行を監査する。
 - (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制の強化に努める。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適當なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 当社のグループ企業価値の源泉

当社は純粋持株会社であり、グループ企業14社で構成する当企業グループは「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する。」ことを経営理念に掲げ、情報通信関連分野、ICカード関連分野、セキュリティ関連分野における技術力、販売力および生産力を結集し、市場環境の急速な変化と競争の激化にすばやく柔軟に対応できる強靱な経営構造を確立して、情報通信ネットワーク関連業界において、強みを発揮できる市場でのトップシェアを目指し、「事業の拡大」と「経営体質の強化」の諸施策に取り組んでおります。

「事業の拡大」につきましては、ネットワークソリューション分野とセキュリティソリューション分野の事業融合およびコア技術の有効活用を進めることにより、主力市場の深耕と新商品の積極的な市場投入に努めるとともに事業領域の拡大と新規事業の早期育成に向けた取組みを強化しております。「経営体質の強化」につきましては、生産体制の最適化、要員体制の適正化および資本効率の向上に継続的に取り組んでまいります。

また、企業グループの総合力を高めるため、より有効性の高い「内部統制システム」の構築に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付またはその申し入れ（以下あわせて「買付等」といいます。）がなされる場合に、買付等を行う買付者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様に対当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

- ① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

<防衛策の内容>

買付者等が本ルールに定められた手続きを遵守しない場合または買付者等が本ルールを遵守しても、本ルールに定められた防衛策発動要件のいずれかに該当することにより防衛策を発動すべきとの結論に達した場合は、当社取締役会は、社外有識者3名で構成される独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

<独立委員会の設置>

本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者3名以上で構成する独立委員会を設置いたしました。

本ルールの詳細は、当社ホームページ

(<http://www.saxa.co.jp/ir/stock/information.html>) をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、役員地位の維持を目的とするものではないと判断いたしました。

- (1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- (2) 株主の皆様意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- (3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- (4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- (5) 本ルールの有効期限が平成22年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

7. その他会社の状況に関する重要な事項

平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき導入しました「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下「旧ルール」といいます。）は、平成22年6月29日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

これに伴い、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、平成19年5月24日開催の当社取締役会において定めた、会社法施行規則第118条第3号における、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに基本方針の実現に資する特別な取組みの一部改定を決議するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入（更新）することとして上記平成22年6月29日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議しております。

その内容については、株主総会参考書類「第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入（更新）の件」（35頁から49頁まで）に記載のとおりであります。

(注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、1株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	25,439	流 動 負 債	11,663
現金及び預金	8,662	支払手形及び買掛金	5,462
受取手形及び売掛金	9,114	短期借入金	2,758
商品及び製品	2,300	1年内償還予定の社債	450
仕掛品	515	未払金	780
原材料及び貯蔵品	3,015	未払費用	1,090
繰延税金資産	1,068	未払法人税等	103
その他	779	未払消費税等	268
貸倒引当金	△16	製品保証引当金	274
		その他	472
固 定 資 産	19,324	固 定 負 債	10,292
有形固定資産	11,764	社 債	1,728
建物及び構築物	1,754	長期借入金	2,053
機械装置及び運搬具	354	繰延税金負債	1,366
工具器具備品	904	退職給付引当金	3,284
土地	8,746	役員退職慰労引当金	83
リース資産	5	負ののれん	1,090
		その他	685
無形固定資産	4,402	負 債 合 計	21,956
ソフトウェア	3,701		
のれん	508	(純資産の部)	
その他	192	株 主 資 本	22,827
投資その他の資産	3,156	資 本 金	10,836
投資有価証券	2,174	資 本 剰 余 金	6,331
長期前払費用	189	利 益 剰 余 金	6,749
繰延税金資産	171	自 己 株 式	△1,089
関係会社出資金	203		
その他	665	評価・換算差額等	△175
貸倒引当金	△246	その他有価証券評価差額金	△182
		為替換算調整勘定	7
繰 延 資 産	49	少 数 株 主 持 分	204
社債発行費	49	純 資 産 合 計	22,857
資 産 合 計	44,813	負 債 純 資 産 合 計	44,813

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		38,638
売上原価		26,892
売上総利益		11,746
販売費及び一般管理費		11,142
営業利益		603
営業外収益		
受取利息及び配当金	65	
負ののれん償却額	272	
その他	140	477
営業外費用		
支払利息	89	
退職給付会計基準変更時差異償却額	301	
その他	98	489
経常利益		591
特別利益		
固定資産売却益	43	
投資有価証券売却益	34	
貸倒引当金戻入額	14	93
特別損失		
固定資産除却損	28	
事業構造改善費用	304	
会員権評価損	0	
デリバティブ評価損	114	447
税金等調整前当期純利益		237
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	20	89
少数株主利益		9
当期純利益		138

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成21年3月31日残高	10,836	6,331	6,610	△1,088	22,690
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			138		138
当期純利益			138		138
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			138	△0	137
平成22年3月31日残高	10,836	6,331	6,749	△1,089	22,827

区 分	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成21年3月31日残高	△310	7	△302	237	22,625
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					138
当期純利益					138
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	127		127	△32	94
連結会計年度中の変動額合計	127		127	△32	231
平成22年3月31日残高	△182	7	△175	204	22,857

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

a. 当社の子会社

サクサ株式会社、サクサビジネスシステム株式会社、サクサアドバンス
トサポート株式会社、サクサブプレジジョン株式会社

b. サクサ株式会社の子会社等

サクサシステムエンジニアリング株式会社、サクサテクニカルサービス
株式会社、サクサテクノ株式会社、サクサプロアシスト株式会社、サク
サロジスティクス株式会社、株式会社コアタック、株式会社システム・
ケイ

なお、当社の子会社であったコビシ電機株式会社とサクサ株式会社の子会
社であったユニオン電機株式会社は、平成21年4月1日付でコビシ電機株
式会社を存続会社として合併し、商号をサクサブプレジジョン株式会社に変
更しております。

(2) 非連結子会社の数 2社

a. 当社の子会社等

東莞可比世電子有限公司

b. サクサ株式会社の子会社等

株式会社マイスター

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、
当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、
いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、上記の各社は、いずれも当社およびサクサ株式会社の間接所有であ
ります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 1社

韓国日線株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数 2社

東莞可比世電子有限公司、株式会社マイスター

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見
合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であ
り、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外して
おります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年度の税制改正以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

機器組込みソフトウェア

販売可能な見込有効期間に基づく償却方法

自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

d. 長期前払費用

定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（3年および5年）に基づく定額法

(4) 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 製品保証引当金

出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。

c. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度に係る役員賞与は支給しないため、当連結会計年度においては役員賞与引当金は計上していません。

d. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異 (8,858百万円) については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務の額については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による按分額を発生年度から費用処理することとしており、また、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は、退職一時金制度に対し退職給付信託を設定しております。退職給付信託に係る年金資産控除前退職給付引当金の当連結会計年度末残高は2,294百万円であり、それと相殺表示されている退職給付信託に係る年金資産の当連結会計年度末残高は1,573百万円であり、ます。

e. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

e. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規程に基づき行っております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価は、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却は、10年間で均等償却しております。

<会計方針の変更>

(工事契約に関する会計基準等の適用)

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(退職給付に係る会計基準の一部改正(その3)の適用)

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金	36百万円
土地	806百万円
建物及び構築物	200百万円
工具器具備品	0百万円
計	1,043百万円

上記に対応する債務

長期借入金	66百万円
(内1年内返済予定額)	49百万円)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

20,311百万円

3. 受取手形割引高

19百万円

4. 受取手形裏書譲渡高

209百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普通株式	62,449,621	—	—	62,449,621

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普通株式	1,716,089	5,733	—	1,721,822

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達は銀行等金融機関からの借入などによります。

受取手形及び売掛金に係るリスクは、回収管理によって低減を図っております。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の用途は、運転資金および設備投資資金であり、償還日は、決算日後最長5年です。一部の借入金および社債については、金利の変動リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	8,662	8,662	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,114	9,114	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,364	1,364	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,462)	(5,462)	—
(5) 短期借入金	(1,586)	(1,586)	—
(6) 社 債	(2,179)	(2,179)	(0)
(7) 長期借入金	(3,226)	(3,226)	—
(8) デリバティブ取引	(126)	(126)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金ならびに(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (6) 社債
当企業グループが発行する社債の時価は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
なお、変動金利によるものは、短期間で市場を反映し、また、当社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
 - (7) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
 - (8) デリバティブ取引
デリバティブ取引は、通貨オプション取引であり、市場取引以外の取引であるため、取引先金融機関から提示された価格によっております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	769
関係会社株式	40
関係会社出資金	203
合 計	1,012

非上場株式、関係会社株式および出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 373円 02銭
2. 1株当たり当期純利益 2円 28銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	469	流動負債	48
現金及び預金	314	未払金	17
繰延税金資産	30	未払費用	12
未収金	28	未払法人税等	2
未収還付法人税等	89	未払消費税等	8
その他	6	その他	7
固定資産	21,427	固定負債	18
有形固定資産	0	退職給付引当金	2
工具器具備品	0	その他	15
無形固定資産	11	負債合計	66
ソフトウェア	7		
商標権	4	(純資産の部)	
投資その他の資産	21,415	株主資本	21,829
関係会社株式	21,414	資本金	10,836
繰延税金資産	1	資本剰余金	9,562
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	6,562
		利益剰余金	2,519
		その他利益剰余金	2,519
		繰越利益剰余金	2,519
		自己株式	△1,089
		純資産合計	21,829
資産合計	21,896	負債純資産合計	21,896

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	447	
関係会社経営管理料	390	
関係会社商標使用許諾料	190	1,028
営 業 費 用		
一般管理費		531
営 業 利 益		497
営 業 外 収 益		
受取利息	0	
その他	8	8
営 業 外 費 用		
支払利息	0	0
経 常 利 益		504
特 別 利 益		—
特 別 損 失		—
税 引 前 当 期 純 利 益		504
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等調整額	25	27
当 期 純 利 益		476

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

区 分	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成21年3月31日残高	百万円 10,836	百万円 3,000	百万円 6,562	百万円 9,562
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計				
平成22年3月31日残高	10,836	3,000	6,562	9,562

区 分	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
平成21年3月31日残高	百万円 2,043	百万円 △1,088	百万円 21,354	百万円 21,354
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	476	△0	476 △0	476 △0
事業年度中の変動額合計	476	△0	475	475
平成22年3月31日残高	2,519	△1,089	21,829	21,829

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法
有価証券
 子会社株式
 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 定率法
 - (2) 無形固定資産
 - a. 自社利用ソフトウェア
 自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - b. 上記以外の無形固定資産
 定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 役員賞与引当金
 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度においては役員賞与引当金は計上しておりません。
 - (2) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税抜方法によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

- | | | |
|------------------------|--------|-------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 1百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | | |
| | 短期金銭債権 | 28百万円 |
| | 短期金銭債務 | 9百万円 |

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	1,028百万円
	営業費用	141百万円
	営業取引以外の取引高	5百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	1,716,089	5,733	—	1,721,822

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

繰越欠損金	24百万円
未払賞与	4百万円
未払役員退職慰労金	6百万円
関係会社株式評価損	204百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	242百万円
評価性引当額	△211百万円
繰延税金資産合計	31百万円
(繰延税金負債)	—
	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	31百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	—	繰延税金資産	30百万円
固定資産	—	繰延税金資産	1百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
子会社	サクサ株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、管理および役員の兼任	経営管理料の受取(注1)	338	—	—
				商標使用許諾料の受取(注2)	144	未収金	22

(注) 1. 経営管理料については、経営管理契約に基づき決定しております。
2. 商標使用許諾料については、商標使用料に関する契約に基づき決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	359円 48銭
2. 1株当たり当期純利益	7円 85銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月12日

サクサホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 靖 容 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 保 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月12日

サクサホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 靖 容 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 保 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年5月18日

サクサホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	福 島 正 之 ⑩
監 査 役	島 田 俊 治 ⑩
社外監査役	河 野 敬 ⑩
社外監査役	猪 鼻 正 彦 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号）の施行に伴い、現行定款第16条で引用する会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下「会社法施行規則」といいます。）の条数が変更されたことおよび今後の会社法施行規則の改正等による条数の変更に対応するため、現行定款第16条で引用する会社法施行規則の条数等を削除するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

（下線は変更箇所であります。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主総会決議事項) 第16条 <u>会社法施行規則第127条第2号ロに定める取組みとして</u> 、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による当会社株式の大量取得行為またはその申し入れに対し発動する新株予約権の無償割当を用いた買収防衛策の導入の決定は、株主総会の決議による。	(株主総会決議事項) 第16条 当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による当会社株式の大量取得行為またはその申し入れに対し発動する新株予約権の無償割当を用いた買収防衛策の導入の決定は、株主総会の決議による。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入（更新）の件

平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき株主の皆様のご承認をもって導入しました「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下「旧ルール」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

これに伴い、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、平成19年5月24日開催の当社取締役会において定めた、会社法施行規則第118条第3号における、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに基本方針の実現に資する特別な取組みの一部改定を決議するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下改定後のものを「本ルール」といいます。）を導入（更新）することとして本総会に付議することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第16条の定めに基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本ルールを導入（更新）することにつき、ご承認いただきたいと存じます。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、基本方針の実現に資する特別な取組みならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の主な改定の概要は、以下のとおりであります。

<主な改定の概要>

- ① 買付説明書に使用する言語の明確化
取締役会および独立委員会での検討を迅速、かつ、正確なものとするため、買付説明書に使用する言語は日本語とし、明確にしました。
- ② 買収防衛策の発動または不発動等の決議の期限の明確化
当該決議は評価期間満了日までに行うことを明確にしました。
- ③ 関係する法律の名称変更その他の法改正に伴う改定、株券電子化に伴う改定、その他表現または用語の統一等字句等に係る所要の改定
- ④ 中期経営戦略の策定に伴う所要の改定

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのには、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する。」ことを経営理念に掲げ、ネットワークソリューション分野およびセキュリティソリューション分野の主力市場において、事業の選択と集中を進めており、次世代ネットワークなどに対応した両分野の融合商品を早期に開発、販売するための取組みを推進してまいりました。

また、当企業グループは、『業績の早期回復』と『成長軌道への回帰』を果たすため、より良いサービスを創造するために、オープン・イノベーションの考え方を取入れ、お客様の視点に立った安心、安全、快適を実現するソリューションをタイムリーに提供することを経営戦略の基本方針とした「中期経営戦略」を策定し、事業の拡大および経営基盤の強化に取り組んでおります。

なお、「中期経営戦略」の内容の詳細は、当社ホームページ(<http://www.saxa.co.jp/>)の平成21年11月6日付ニュースリリースをご覧ください。

さらに、企業グループの総合力を高めるため、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の向上に努めてまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記「1.」に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本ルールを導入（更新）することが、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

なお、基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- ② 株主の皆様意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- ③ 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- ④ 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- ⑤ 本ルールの有効期限が平成25年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

また、当社取締役会は、旧ルールを一部改定のうえ、本ルールの導入（更新）を行うことについて独立委員会へ諮問し、独立委員会から適当である旨の勧告を受けております。

4. 本ルールの内容等

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

サクサホールディングス株式会社

1. 導入（更新）の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本ルール」といいます。）を導入（更新）するものです。当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

2. 本ルールの内容

(1) 対象となる買付者

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、本ルールに定める手続きにしたがい、以下(2)において定める防衛策（以下「防衛策」といいます。）の発動に係る手続きを行います。

なお、以下、買付け等を行う買付者および買付提案者を「買付者等」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等（※1）について保有者（※2）の株券等の株券等保有割合（※3）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）およびその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の23第1項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義。以下②において同じとします。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 防衛策の内容

買付者等が出現し、本ルールに定められた手続きを経た結果、防衛策を發動すべきとの結論に達した場合には、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

3. 防衛策の発動に係る手続き

(1) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け等を行う場合には、まず当社に対しての買付け等を一定期間停止していただきます。次に、買付者等には買付け等に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の「誓約書」および次に定める買付者等の買付け等の内容の検討に必要な情報を当社取締役会にて適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、当社の定める書式（以下「買付説明書」といいます。）により日本語で回答期限内に提出していただきます。

買付け等停止の一定期間とは、後記「4. (6)」に記載する当社取締役会決議の時までとします。

【必要情報】

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価格・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付け後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑥ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針
- ⑦ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ 政府当局の承認、第三者の同意、法律の適用可能性等の状況
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的な判断に必要とする情報
当社取締役会では、「買付説明書」の記載内容が不十分だと判断した場合または後記「4. (3)」に記載する独立委員会から記載内容が不十分であると指摘があった場合は、回答に必要な期限を定め、買付者等に追加の情報を再提出していただくよう要請します。

(2) 当社取締役会による「買付説明書」の検証、買付者等との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、買付者等が本ルールを遵守し、必要十分な情報が記載された「買付説明書」が提出された場合、「買付説明書」受領後、当社取締役会にて当社のグループ企業価値、株主共同の利益の確保または向上の観点から買付者等の買付案の検証および買付者等との交渉を開始します。

当社取締役会は、買付け等の提案があった事実ならびに「買付説明書」の評価、検討および検証結果ならびに必要に応じて作成する代替案を記載した「意見表明書」、その他株主の皆様判断のために必要と認められる情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、独立委員会に「買付説明書」および「意見表明書」を提出し、防衛策の発動および不発動について諮問します。

4. 買付け等が行われた場合の対応

(1) 買付者等が本ルールを遵守した場合

買付者等が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該買付け等に反対であったとしても、当該買付け等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該買付け等に対する防衛策を原則として発動いたしません。買付者等の買付け等に応じるか否かは、株主の皆様において、「買付説明書」の内容および「意見表明書」において提示する当該買付け等に対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、買付者等が本ルールを遵守している場合でも、買付者等の買付け等の内容が次の防衛策発動要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当と取締役会が認める場合は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。

<防衛策発動要件>

- ① 次に掲げる行為等により、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付等である場合
- ア. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。

② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等である場合

③ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の可能性、買付け等の後の経営方針または事業計画、買付け等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付け等である場合

(2) 本ルールを遵守しない場合

買付者等が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として防衛策を発動し、当該買付け等に対抗することを予定しております。

(3) 独立委員会

買付者等が本ルールを遵守しているか否か、あるいは遵守している場合でも、買付け等が基本方針に照らして不相当であり、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）3名以上で構成する独立委員会を設置します。独立委員会の勧告内容については、その概要を適時情報開示することといたします。

(4) 評価期間の設定

買付者等の買付け等について当社取締役会が評価、検討を行うための時間的猶予として評価期間を設定します。評価期間は、必要十分な情報が記載された「買付説明書」を当社取締役会が受領した日から90日とします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間延長が必要な場合、独立委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、延長期間その他適切と思われる事項について記載した書面を提出し、諮問します。独立委員会が評価期間延長について認める勧告を行った場合に限り、当該評価期間を延長することができるものとします。

また、当該評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。上記により評価期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長された評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うよう最大限努めるものとします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(5) 独立委員会の勧告

本ルールにおいては、上記「4. (1)」に記載のとおり買付者等が本ルールを遵守した場合には原則として防衛策を発動いたしません。しかし、上記「4. (1)」に記載する防衛策発動要件に該当する場合ならびに「4. (2)」に記載する買付者等が本ルールを遵守しない場合において防衛策を発動するときには、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は、独立委員会に対し防衛策発動の適否について諮問し、独立委員会は本ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで防衛策の発動または不発動の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、防衛策を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(6) 当社取締役会の決議

本ルールにおいては、本ルールに記載した条件にしたがい本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

当社取締役会は、独立委員会の上記「(5)」の勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき、上記「(4)」の評価期間満了日までに防衛策の発動または不発動等の決議を行うものとします。

上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が防衛策の不発動に関する決議を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ① 当該決議後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合
- ② 当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

5. 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、平成22年3月期（2009年度）に関する定時株主総会終結の時から平成25年3月期（2012年度）に関する定時株主総会終結の時までとします。

6. 本ルールの廃止および変更

(1) 本ルールは、有効期間の満了前であっても、次の決議が行われた場合、その時点で廃止することができます。したがって、本ルールは、株主の皆様のご意向によりこれを廃止することが可能です。

① 当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

② 当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

(2) 本ルールは、有効期間中であっても独立委員会の勧告にしたがい、当社取締役会の決議により一部見直しもしくは変更を行う場合があります。

当社は、本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容、その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(3) 本ルールで引用する法令の規定は、平成22年4月30日現在施行されている規定を前提としており、同日以後法令の制定または改廃により引用する条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該制定または改廃の趣旨を考慮のうえ、引用する条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

7. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他近年の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本ルールは、株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入（更新）させていただくものです。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、本ルールの導入および廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立委員会の設置と情報開示

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）3名以上で構成されます。実際に買付け等がなされた場合には、上記「4.(5)」に記載のとおり、独立委員会が、本ルールにしたがい、当社取締役会へ防衛策の発動または不発動を勧告します。

当社取締役会は、その勧告の内容について適時に情報開示するとともに、当該勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行います。

このように、当社取締役会が恣意的に防衛策の発動を行うことのないよう、独立委員会によって、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当社のグループ企業価値については株主共同の利益の確保または向上に資するべく本ルールの公正、適正な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的、客観的要件の設定

当社取締役会が防衛策を発動できるのは、上記「4.」に記載する、買付者等が本ルールを遵守しても、防衛策発動要件のいずれかに該当する場合および本ルールを遵守しない場合に限られており、本ルールは当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さと客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、買付者等が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

8. 株主の皆様等への影響

(1) 本ルールの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。ただし、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使に必要な金銭の払込、その他後記「(3) ①」に記載する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、当社は、当社取締役会の決定により、後記「(3) ②」に記載する手続により、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、または(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、あるいは(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者に該当する者（以下(i)ないし(vi)を「非適格者」と総称します。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(注) 非適格者の(i)ないし(vi)は、次のとおり定義されます。

7. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
4. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
5. 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本ウ.において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいう。
- エ. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- オ. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

② 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

(別紙1) 新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

非適格者に該当する者でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が、別途定めるものとする。

なお、取得条項については、前項の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

(別紙2) 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）の中から当社取締役会により選任される。
3. 委員の任期は、就任の時から就任時に有効である本規則の有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

なお、委員に事故等があり、前項に記載する員数を満たすことができなくなった場合には、前項の要件を備えた者の中から当社取締役会によって新たに委員を選任する。

4. 独立委員会は、次の各号に記載される事項について本規則に基づき決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

なお、独立委員会の各委員は、決定にあたって専ら当該買付け等が基本方針に照らして適当なものかどうか、買付者等の「買付説明書」の内容と当社取締役会の「意見表明書」の内容のどちらが当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるものか、という観点からこれを行うことを要する。

- ① 防衛策の発動もしくは不発動
 - ② 本規則の変更の要否
 - ③ 評価期間の延長その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 独立委員会が必要とする情報およびその提出期限の決定
 - ② 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
 6. 独立委員会は、「買付説明書」およびその記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、買付者等に追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から「買付説明書」および独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合は、当社取締役会に対して所定の期間内に、追加提出された買付者等の買付け等の内容に対する「意見表明書」その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができる。
 7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席および独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができる。
 9. 代表取締役社長は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 10. 独立委員会の決議は、原則として委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙3) 独立委員会の委員(候補者)の氏名および略歴

山口 邦明(やまぐち くにあき)氏
弁護士

〔略歴〕

昭和42年4月 弁護士登録
昭和61年4月 東京弁護士会副会長
平成6年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成11年4月 関東弁護士会連合会副理事長
平成19年6月 当社独立委員会委員(現任)

杉山 正樹(すぎやま まさき)氏
公認会計士

〔略歴〕

平成10年4月 公認会計士登録
平成13年8月 日本公認会計士協会・経営研究調査会「組織再編成専門部会」部会長
平成16年12月 エスエヌコーポレートアドバイザー株式会社取締役
平成19年6月 当社独立委員会委員(現任)
平成20年6月 当社補欠監査役(現任)
平成20年7月 エスエヌコーポレートアドバイザー株式会社取締役代表執行役員(現任)

清水 建成(しみず たけなり)氏
弁護士

〔略歴〕

平成4年4月 弁護士登録
平成9年2月 ニューヨーク州弁護士登録
平成12年2月 神谷町法律事務所パートナー(現任)
平成18年3月 クレノトン株式会社監査役
平成19年8月 スター・ホテルズ・アンド・リゾーツ投資法人監督役員
平成20年6月 当社独立委員会委員(現任)
平成20年6月 当社補欠監査役(現任)

※委員(候補者)と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

第3号議案 取締役7名選任の件

現取締役吉岡正紀、越川雅生、村上 新、松山修二、大内正樹、足立俊夫および村田直光の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、新任の取締役候補者には、氏名に※印を付しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こし かわ まさ お 越 川 雅 生 (昭和25年8月24日生)	昭和49年4月 株式会社田村電機製作所入社 平成13年6月 同社取締役総合企画部長 平成14年3月 同社取締役経営企画部長兼執行役員 平成15年4月 同社取締役兼常務執行役員 平成16年2月 当社常務取締役 平成16年4月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 同社代表取締役社長 当社代表取締役副社長(現任) 平成20年7月 サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) サクサ株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 (欄外(注)3.参照)	68,000株
2	おお うち まさ き 大 内 正 樹 (昭和26年4月29日生)	昭和51年3月 株式会社大興電機製作所入社 平成18年4月 サクサ株式会社執行役員ネットワークソリューションカンパニーバイスプレジデント 平成19年4月 同社常務執行役員システムソリューション事業部長 平成20年6月 同社取締役兼常務執行役員システムソリューション事業部長 当社常務取締役(現任) 平成21年4月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 (欄外(注)3.および4.参照)	32,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	むら た なお みつ 村 田 直 光 (昭和27年7月16日生)	昭和50年4月 日本電信電話公社入社 平成14年5月 西日本電信電話株式会社兵庫 支店長 平成16年6月 株式会社NTTネオメイト関西 代表取締役社長 平成18年7月 サクサ株式会社執行役員ネッ トワークソリューションカン パニーNTT営業本部長 平成19年4月 同社常務執行役員NTT事業部長 平成20年6月 同社取締役兼常務執行役員 NTT事業部長 当社取締役(現任) 平成21年4月 サクサ株式会社取締役兼常務 執行役員兼NTT営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 兼NTT営業本部長 (欄外(注)3.参照)	23,000株
4	※ まつ お なお き 松 尾 直 樹 (昭和27年10月2日生)	昭和52年4月 日本電信電話公社入社 平成10年10月 日本電信電話株式会社理事・ 第一法人営業本部システムサ ービス部主席技師 平成11年1月 同社長距離国際会社移行本部 ソリューション事業部システ ムサービス部プロダクト担当 統括部長 平成11年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社ソリュ ーション事業部システムサー ビス部アウトソーシングビジ ネスグループ統括部長 平成15年7月 同社ITマネジメントサービス 事業部カスタマーサービス部 長 平成16年6月 同社ITマネジメントサービス 事業部長 平成18年6月 日本情報通信株式会社理事・ HR統括担当部長(現任) 株式会社ネットシステム(現 エヌアイシー・ネットシステ ム株式会社)代表取締役社長 (現任) (欄外(注)5.参照)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
5	※ き むら ひろ し 木 村 廣 志 (昭和29年2月5日生)	昭和47年4月 沖電気工業株式会社入社 平成16年4月 同社IPソリューションカンパ ニーソリューション開発本部 長 平成19年4月 同社情報通信グループ通信ビ ジネスグループIPシステムカン パニーIPシステム本部長 平成20年10月 株式会社OKIネットワークス 事業サポート本部長 平成21年4月 同社執行役員事業サポート本 部長 平成22年4月 同社執行役員(現任) (欄外(注)6. 参照)	0株
6	※ しま だ とも ゆき 島 田 知 行 (昭和26年1月12日生)	昭和51年4月 日本電気株式会社入社 平成12年10月 同社NECソリューションズ第 二パーソナル事業本部ドキュ メントiソリューション事業 部長代理 平成13年10月 NECアクセステクニカ株式会 社パーソナルコミュニケーシ ョン技術統括部長 平成16年6月 同社執行役員兼ソリューショ ン開発本部長 平成19年6月 同社取締役執行役員常務 (現任) (欄外(注)7. 参照)	0株
7	※ たけ まつ むつ お 竹 松 睦 男 (昭和25年12月17日生)	昭和49年4月 株式会社田村電機製作所入社 平成18年4月 サクサ株式会社執行役員ネット ワークソリューションカン パニー技術本部長 平成19年4月 同社執行役員システムソリュ ーション事業部技術本部長 平成19年11月 同社執行役員コンバージェン スビジネス推進本部長 平成21年4月 同社常務執行役員事業戦略推 進本部長(現任) 平成22年4月 当社企画部長(現任) (欄外(注)8. 参照)	21,000株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越川雅生、大内正樹および村田直光の3氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、添付書類の事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」(9頁)に記載のとおりであります。

3. 当社は、サクサ株式会社の事業の指導、管理等を行う関係にあります。
4. 大内正樹氏は、平成22年5月21日開催予定のサクサシステムエンジニアリング株式会社第21回定時株主総会およびその後開催される取締役会において同社代表取締役社長に就任する予定です。
なお、平成22年6月24日付でサクサ株式会社常務執行役員を退任する予定です。
5. 松尾直樹氏は、平成22年6月21日付でエヌアイシー・ネットシステム株式会社代表取締役社長を退任する予定です。
なお、平成22年6月24日開催予定のサクサ株式会社第6回定時株主総会およびその後開催される取締役会において同社取締役兼常務執行役員に就任する予定です。
6. 木村廣志氏は、平成22年5月31日付で株式会社OKIネットワークス執行役員を退任する予定です。
なお、平成22年6月24日開催予定のサクサ株式会社第6回定時株主総会およびその後開催される取締役会において同社取締役兼常務執行役員に就任する予定です。
7. 島田知行氏は、平成22年6月18日付でNECアクセステクノロジ株式会社取締役執行役員常務を退任する予定です。
なお、平成22年6月24日開催予定のサクサ株式会社第6回定時株主総会およびその後開催される取締役会において同社取締役兼常務執行役員に就任する予定です。
8. 竹松睦男氏は、平成22年6月24日開催予定のサクサ株式会社第6回定時株主総会およびその後開催される取締役会において同社取締役兼常務執行役員に就任する予定です。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役2名を選任いたしたいと存じます。

候補者杉山正樹氏は社外監査役猪鼻正彦氏の、また、候補者清水建成氏は社外監査役河野敬氏の補欠として、それぞれ選任するものとします。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	すぎやま まさき 杉山正樹 (昭和38年3月12日生)	平成10年4月 公認会計士登録 平成13年8月 日本公認会計士協会・経営研究調査会「組織再編成専門部会」部会長 平成16年12月 エスエヌコーポレートアドバイザー株式会社取締役 平成19年6月 当社独立委員会委員(現任) 平成20年6月 当社補欠監査役 平成20年7月 エスエヌコーポレートアドバイザー株式会社取締役代表執行役員(現任)	0株
2	しみず たけなり 清水建成 (昭和42年1月10日生)	平成4年4月 弁護士登録 平成9年2月 ニューヨーク州弁護士登録 平成12年2月 神谷町法律事務所パートナー(現任) 平成18年3月 クレノートン株式会社監査役 平成19年8月 スター・ホテルズ・アンド・リゾーツ投資法人監督役員 平成20年6月 当社独立委員会委員(現任) 当社補欠監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉山正樹および清水建成の2氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。また、社外監査役としての能力、人格および識見に優れ、監査業務について十分な知識を有しておられることから、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、清水建成氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 杉山正樹氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。

なお、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。

- (2) 議決権の行使は、**株主総会開催日前日の営業時間の終了時（平成22年6月28日（月曜日）午後5時30分）**までの行使分を有効としてお取扱いたします。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (5) インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効なものとしてお取扱いたします。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的な方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>にアクセスしてください。

行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。

- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

- ◎パソコン Windows®機種（PDA、ゲーム機には対応しておりません。）
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windows は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問合せすることはございません。

5. お問合せ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く）

- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
目黒雅叙園 2階「華つどい」の間
TEL 03-3491-4111



(交通) JR 山手線および東急目黒線・地下鉄南北線・三田線目黒駅から行人坂経由で徒歩約 5 分、権之助坂経由で徒歩約 10 分



環境にやさしく…再生紙を使用しております。